

法務省民商第198号
平成29年12月15日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公印省略)

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号。以下「法」という。）が平成28年12月9日に、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成29年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号。以下「施行規則」という。）が本年3月3日にそれぞれ公布され、法（法附則第1条各号に掲げる規定を除く。）及び施行規則は、いずれも平成30年1月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「法人法」とあるのは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）を、「組登令」とあるのは組合等登記令（昭和39年政令第29号）をいいます。

記

第1 総則

1 目的

法の目的は、休眠預金等（預金等（法第2条第2項、施行規則第3条参照）であって、当該預金等に係る最終異動日等（法第2条第5項、施行規

則第5条参照)から10年を経過したものをいう。以下同じ。)に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することにある(法第1条)。

2 金融機関

法において「金融機関」とは、次の者(法の施行地外に本店を有するものを除く。)をいうとされた(法第2条第1項)。

- (1) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行
- (2) 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行
- (3) 信用金庫
- (4) 信用協同組合
- (5) 労働金庫
- (6) 信用金庫連合会
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
- (8) 労働金庫連合会
- (9) 株式会社商工組合中央金庫
- (10) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合
- (11) 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会
- (12) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合
- (13) 水産業協同組合法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会
- (14) 水産業協同組合法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合
- (15) 水産業協同組合法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- (16) 農林中央金庫

3 金融機関による公告

方法をいう。以下同じ。)が電子公告でない場合

(イ) 通常の公告方法が電子公告のみである場合又は通常の公告方法として定款に電子公告を含む複数の方法を定めている場合において、その電子公告のURL（電子公告アドレスとして登記されるURLをいう。以下同じ。）と法に基づく電子公告のURLとが異なるとき

(ウ) 通常の公告方法として定款に電子公告を含む複数の方法を定めている場合において、当該電子公告のURLと法に基づく電子公告のURLとが同一であるものの、法第3条第1項に基づく公告については電子公告のみとするとき

イ 変更の登記を要しない場合

次の場合には、各金融機関において公告方法に係る定款の変更は不要であり、変更の登記を要しない。

(ア) 通常の公告方法が電子公告のみであり、当該電子公告のURLと法に基づく電子公告のURLとが同一である場合

(イ) 通常の公告方法として定款に電子公告を含む複数の方法を定めている場合において、当該電子公告のURLと法に基づく電子公告のURLとが同一であるものの、各金融機関の判断により、法第3条第1項に基づく公告についても、通常の公告方法と同様に、定款に定める当該複数の方法により行うこととするとき

(2) 添付書面

公告方法の変更に係る登記の申請書には、次の書面を添付しなければならないことについては、従前と同様である。

ア 公告方法の変更を証する書面（商登法第46条第2項、組登令第17条第1項等）

金融機関の定款変更に関する決議機関に応じて、株主総会議事録、総会議事録等が該当する。

イ 行政庁の認可書又はその認証がある謄本（商登法第19条（他の法令において準用する場合を含む。））

定款の変更につき行政庁の認可を受けなければならない場合には、当該行政庁の認可書又はその認証がある謄本の添付を要する。

(3) 登記の記録

金融機関の公告方法の変更に係る登記の記録は、別紙記録例による。

2 指定活用団体の役員に関する登記

指定活用団体の役員の選任又は解任があった場合には、内閣総理大臣の認可書（法第24条第2項に基づく役員の解任の場合には、内閣総理大臣の解任命令書）の到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならず（法人法第300条、第303条）、当該登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

(1) 指定活用団体の役員の選任

ア 役員の選任を証する書面（法人法第317条第2項、第320条第1項）

当該書面として、役員の選任を決議した評議員会議事録及び当該役員が就任を承諾したことを証する書面が該当する。

なお、再任の場合を除き、役員の就任による変更の登記の申請書には、当該役員が就任を承諾したことを証する書面に記載した氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該役員が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければならない（一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）第3条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第7項）。

イ 内閣総理大臣の認可書又はその認証がある謄本（法人法第330条において準用する商登法第19条）

(2) 指定活用団体の役員の解任

ア 役員の解任を証する書面（法人法第320条第5項）

当該書面として、役員の解任を決議した評議員会議事録又は内閣総理大臣の解任命令書が該当する。

イ 内閣総理大臣の認可書又はその認証がある謄本（法人法第330条において準用する商登法第19条）

指定活用団体において役員の解任を決議した場合には、内閣総理大臣の認可書又はその認証がある謄本の添付を要する。

[別紙記録例]

1 金融機関の公告方法の変更の登記

(1) 通常の公告方法が電子公告でない場合

公告の方法	<u>この〇〇の公告は、〇〇の主たる事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、東京都において発行する日本新聞に掲載する方法により行う。</u>	
	この〇〇の公告は、〇〇の主たる事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、東京都において発行する日本新聞に掲載する方法により行う。 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。 h t t p : / / w w w	平成30年 ○月 ○日変更 ----- 平成30年 ○月 ○日登記

(2) 通常の公告方法が電子公告のみである場合又は通常の公告方法として定款に電子公告を含む複数の方法を定めている場合において、その電子公告のURLと法に基づく電子公告のURLとが異なるとき

公告の方法	<u>この〇〇の公告は、〇〇の主たる事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、電子公告により行う。</u> h t t p : / / w w w <u>当〇〇の公告は、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。</u>	
	この〇〇の公告は、〇〇の主たる事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、電子公告により行う。 h t t p : / / w w w 当〇〇の公告は、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。 h t t p : / / w w w	平成30年 ○月 ○日変更 ----- 平成30年 ○月 ○日登記

[注]1 通常の公告方法として定款に電子公告を含む複数の方法を定めている場合において、通常の公告方法の電子公告のURLと法に基づく電子公告のURLとが異なるときであって、各金融機関の判断により、法第3条第1項に基づく公告についても定款に定める当該複数の方法により行うこととするときは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、〇〇により行い、かつ、電子公告により行う。h t t p : / / w w w」等と記録する。

2 通常の公告方法のうち、電子公告について予備的公告方法が登記されている場合には、当該予備的公告方法の次に、法に基づく電子公告に係る事項を記録する。

(3) 通常の公告方法として定款に電子公告を含む複数の方法を定めている場合において、当該電子公告のURLと法に基づく電子公告のURLとが同一であるものの、法第3条第1項に基づく公告については電子公告のみとするとき

公告の方法	<p><u>この〇〇の公告は、〇〇の主たる事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、電子公告により行う。</u> <u>http://www.</u> <u>当〇〇の公告は、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。</u></p>	
	<p>この〇〇の公告は、〇〇の主たる事務所の店頭に掲示する方法により行い、かつ、電子公告により行う。 http://www. 当〇〇の公告は、電子公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。</p>	<p>平成30年 〇月 〇日変更</p> <hr/> <p>平成30年 〇月 〇日登記</p>

[注] 通常の公告方法のうち、電子公告について予備的公告方法が登記されている場合には、当該予備的公告方法の次に、法に基づく電子公告に係る事項を記録する。